



平成25年 5 月30日

各 位

会 社 名 名 糖 運 輸 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 西 広 明  
(コード番号 9047 東証第一部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 鈴 木 康 二  
(TEL : 0422-54-8819)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第54回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものとし、現行定款第21条を変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、そして社内外を問わず広く適任者を得られるよう、また会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役、監査役及び会計監査人の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに社外取締役、社外監査役及び会計監査人の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第30条、第41条及び第44条)なお、変更案第30条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。また条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別表のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月27日(木)
定款変更の効力発生日	平成25年6月27日(木)

以上

【別表】

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)            第2条 (条文省略)            1. ～3. (条文省略)            (新設)</p> <p>4. ～13. (条文省略)            第3条～第20条 (条文省略)            第21条 (任期)            当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。  <u>但し、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は在任する取締役の任期の満了する時迄とする。</u></p> <p>第22条～第29条 (条文省略)            (新設)</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)            (新設)</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)            (新設)</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)            第2条 (現行どおり)            1. ～3. (現行どおり)  <u>4. 再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の販売等に関する事業</u>            5. ～14. (現行どおり)</p> <p>第3条～第20条 (現行どおり)            第21条 (任期)            当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。            (削除)</p> <p>第22条～第29条 (現行どおり)  <u>第30条 (取締役の責任免除)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)  <u>第41条 (監査役の責任免除)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第42条～第43条 (現行どおり)  <u>第44条 (会計監査人の責任免除)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第45条～第47条 (現行どおり)</p>